

心理療法士 申請のご案内

平素より学会活動にご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。

日本森田療法学会心理療法士の資格取得をご希望の際は、ダウンロードされた書類（1）（2）をご記入の上、下記学会事務局にご送付ください。審査の上、結果を封書にてお知らせ致します。

尚、認定許可の際は、お振込み票（初回2万5千円 ※5年間有効）を同封させていただきます。事務局での入金確認をもって、「認定」とさせていただきますのでご了承下さいませようをお願い致します。

敬具

<ダウンロード書類>

1. 本状
2. 日本森田療法学会認定心理療法士申請書（1）
3. 日本森田療法学会認定心理療法士申請書（2）
4. 日本森田療法学会認定心理療法士制度規則

ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記学会事務局までご連絡をください。

以上

日本森田療法学会 事務局

〒105-8561 東京都港区西新橋 3-25-8

東京慈恵会医科大学精神医学講座内

TEL:03-3433-1111（内線 3301）

FAX:03-3437-0228

E-mail: moritajikei@gmail.com

日本森田療法学会 認定心理療法士申請書（1）

日本森田療法学会 理事長 殿

日本森田療法学会認定心理療法士制度による認定の資格を取得したく必要書類を添えて申請いたします。（手数料 2 万 5 千円は認定受理連絡後に振り込みます）

年 月 日（西暦）

申請者所属名

申請者氏名

⑩

記

・ 申請者連絡先（住所・電話番号）

・ 生年月日（西暦） 年 月 日

・ 最終学歴

・ 同上卒業年月（西暦） 年 月

・ 資格・資格証番号

・ 同上資格取得年月日（西暦） 年 月 日

・ 日本森田療法学会入会年月日（西暦） 年 月 日

・ 推薦者（理事） 自署

・ 森田療法に関する活動状況（別紙添付可）

日本森田療法学会 認定心理療法士申請書 (2)

*添付資料には通し番号を振り、下記表に記載してください。

■日本森田療法学会での発表 (2回以上)

・一般演題、特別講演、シンポジウムを含み、そのうち発表者として1回以上

NO	発表者	演題名・開催年月日 (西暦)

■森田療法に関する学術論文 (1編以上)

・著書を含み、また必ずしも筆頭著書論文である必要はない

NO	著者	タイトル・発表年月日 (西暦)

■森田療法が主催する研修会への参加 (プレコンGRESへの参加 3回以上)

NO	開催場所	開催年月日 (西暦)

以上

日本森田療法学会認定心理療法士制度規則

第1章 総則

第1条 この制度は、森田療法の専門家として広い知識と練磨された技能を備えた優れた心理療法士を社会におくり、社会における精神健康の保持および増進に貢献し、併せて森田療法の普及向上を図るために定める。

第2条 前条の目的を達成させるため、日本森田療法学会は日本森田療法学会認定心理療法士制度を発足させ、森田療法の専門的な治療者としてふさわしい実力をもつ心理療法士を日本森田療法学会認定心理療法士（以下認定心理療法士と略記）として、理事会の合意を得て認定する。

第2章 認定心理療法士の認定

第3条 認定心理療法士の認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

1. 臨床心理士の資格保持者あるいは以下の条件*をみたす者で、心理療法士としての優れた人格と見識を備えていること。

*学部・大学院の心理学または心理学隣接諸科学（教育学、社会学、福祉学、看護学、保健学など）卒業もしくは修了者で、3年以上の心理臨床経験を有する者。

*3年以上の心理臨床経験とは、以下の機関で主として心理療法に関わる業務につく者を指す。

①児童相談所、婦人相談所など ②病院、医院などの医療機関 ③保健所、精神保健福祉センターなどの保健・福祉機関 ④少年鑑別所など矯正保護機関 ⑤家庭裁判所などの司法機関 ⑥教育相談機関 ⑦産業相談機関

2. 申請時において引き続いて3年以上本学会会員であること。

3. 日本森田療法学会での発表2回以上。（一般講演、特別講演・シンポジウムを含み、そのうち発表者として1回以上）

4. 森田療法に関する学術論文1編以上。（著書を含み、また必ずしも筆頭著者論文である必要はない）

5. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）への参加3回以上。

第4条 認定心理療法士の認定を申請する者は、以下を添えて申請し、常任理事会の審査を経て理事会で認定される。

1. 申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）

2. 本学会の理事の推薦（申請書の推薦者（理事）欄に自署）

3. 手数料2万5千円（学会事務局からの認定受理連絡後に振り込む）

4. 論文別刷各1部、著書（本人のものと確認できる写し1部でよい）

5. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）の修了証の写し

第5条 認定心理療法士として認定された者に対して、学会は認定心理療法士の証書を授与する。

第6条 認定心理療法士の資格は、5年に1回更新とする。更新申請には、下記1.2.の条件を満たすことが必要である。

1. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）への1回以上の参加
2. 下記の1)から5)において、計15点以上を取得
 - 1) 日本森田療法学会への参加（3点）
 - 2) 日本森田療法学会が主催する研修会への参加（2点）
 - 3) 日本森田療法学会が認定する研修会への参加
（単発の研修会2点，継続的な研修会4点）
 - 4) 日本森田療法学会での発表（発表者3点，共同演者1点）
 - 5) 森田療法に関する学術論文・著書（1編につき，筆頭著者，または corresponding author は4点，2位以下の共著者は2点）
*複数著者が同等に貢献（equal contributors）している論文・著書は，そのことが著作物に明記されている場合に限り，該当者全員を筆頭著者とみなす。

更新申請の際は，申請書（学会ホームページからダウンロードするか，又は学会事務局から取り寄せる）とともに取得点数を証明する写しと更新料7千円を振込んだ証明を添えて本学会に提出する。

第3章 付 則

第7条 本規則は，平成8年10月25日より施行する。

第8条 この規則の変更は，常任理事会において検討し，理事会の承認を経て行なう。

第9条 認定の申請や更新の要件となる研修会とは，専門家の育成・訓練に寄与する内容をもつセミナー，ワークショップなどで，日本森田療法学会が主催するものと日本森田療法学会が認定したものからなる。

日本森田療法学会が主催する研修会とは，学会の際に実施される事例検討会などの教育・訓練を目的としたプログラムを指す。

日本森田療法学会が認定する研修会とは，あらかじめ主催者よりその概要と講師などについて提出を受け，常任理事会が承認したものを指す。なお，認定の更新に必要な点数の上では，単発的に行われるセミナーやワークショップ（単発の研修会）と専門家の育成のために年間を通して定期的に行われるセミナー（継続的な研修会）を区別して扱う。

なおこの改定は，令和4年6月16日より施行する。